

山口県報

令和2年
8月28日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....
- 公告
岩国都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十七号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

山口県立下関総合支援学校の出納員

山口県立下関総合支援学校

附則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

山口県告示第三百一十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	所在地	廃止年月日
いのうえデンタルクリニック	山口市平井六二九の五	令和二、六、三〇
おきのだん薬局	宇部市大字沖ノ旦七九〇の一	〃
ひまわり薬局下松店	下松市望町五丁目四番八号	〃
秋芳薬局	美祢市秋芳町秋吉五三四一の四	〃
エスマイル薬局花島店	周南市花島町四番五号	〃
めぐみ薬局	山陽小野田市大字厚狭一四四四の九	〃

山口県告示第三百一十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	所在地	指定年月日
瀬戸整形外科クリニック	山陽小野田市稲荷町一番二〇号	令和二、七、一

やのくにクリニック	熊毛郡田布施町大字下田布施八九の三	〃	八、	〃
いのうえデンタルクリニック	山口市平井六二二	〃	七、	〃
おきのだん薬局	宇部市大字沖ノ旦七九〇の一	〃	〃	〃
いのう薬局	宇部市居能町三丁目二番二号	〃	〃	〃
ひまわり薬局下松店	下松市望町五丁目四番八号	〃	〃	〃
秋芳薬局	美祢市秋芳町秋吉五三四一の四	〃	〃	〃
はなばたけ薬局	周南市花島町四番五号	〃	〃	〃
めぐみ薬局	山陽小野田市大字厚狭一四四四の九	〃	〃	〃

山口県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四三五号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市豊田町大字八道字原二二七九 地先から 同市豊田町大字八道字三味線坂一〇 〇八四の二地先まで	最狭 三七・〇	最狭 六・五	最狭 三三・五	三二五・〇	

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市豊田町大字八道字浴田一九〇 二の地先から 長門市俵山字和田三三九の一地先ま で	最狭 二〇・七	最狭 一三・五	最狭 一三・七	五三、 八八九・	

山口県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
川中豊町(一)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

川中豊町(一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)



(一八五) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・五・三十二錦城橋線

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市横山二丁目及び横山三丁目

三 変更の内容

名称、位置、区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年八月二十八日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課

令和二年八月二十八日印刷

発行人所

山口県知事